

特別養護老人ホーム 音羽台レジデンス 料金表 (1割負担)

利用者負担最低額概算

1ヶ月あたりのご利用料金の目安 (月30日で計算)

単位：円

課税世帯	●住民税世帯課税の方	第4段階	利用者負担額 (1割)	食費 月額 (日額)	居住費 月額 (日額)	月額合計
		要介護1	27,892	55,200 (1,840)	85,500 (2,850)	168,592
		要介護2	30,360			171,060
		要介護3	33,010	140,700		173,710
		要介護4	35,515			176,215
		要介護5	37,946			178,646

非課税世帯	●住民税世帯非課税の方で、利用者負担第2段階該当者以外の方	第3段階②	利用者負担額 (1割)	食費 月額 (日額)	居住費 月額 (日額)	月額合計	
		要介護1	27,892	40,800 (1,360)	39,300 (1,310)	107,992	
		要介護2	30,360			110,460	
		要介護3	33,010	80,100		113,110	
		要介護4	35,515			115,615	
		要介護5	37,946			118,046	
		●住民税課税層における特例減額措置の適用がある方	第3段階①	利用者負担額 (1割)	食費 月額 (日額)	居住費 月額 (日額)	月額合計
			要介護1	27,892	19,500 (650)	39,300 (1,310)	86,692
			要介護2	30,360			89,160
			要介護3	33,010	58,800		91,810
	要介護4		35,515	94,315			
	要介護5	37,946	96,746				

非課税世帯	●住民税世帯非課税の方で、合計所得金額+課税年金収入額が年額80万円以下の方	第2段階	利用者負担額 (1割)	食費 月額 (日額)	居住費 月額 (日額)	月額合計
		要介護1	27,892	11,700 (390)	24,600 (820)	64,192
		要介護2	30,360			66,660
		要介護3	33,010	36,300		69,310
		要介護4	35,515			71,815
		要介護5	37,946			74,246

非課税世帯	●住民税世帯非課税の方で、老齢福祉年金受給者の方 ●生活保護を受給している方	第1段階	利用者負担額 (1割)	食費 月額 (日額)	居住費 月額 (日額)	月額合計
		要介護1	27,892	9,000 (300)	14,600 (820)	51,492
		要介護2	30,360			53,960
		要介護3	33,010	23,600		56,610
		要介護4	35,515			59,115
		要介護5	37,946			61,546

※上記料金表には以下の加算が含まれています。(個別の加算は、その方の状態に応じ変動します)

個別機能訓練、精神科医師定期的療養指導、看護体制Ⅰ・Ⅱ、LIFE関連加算、栄養マネジメント強化加算

日常生活継続支援、夜勤職員配置、口腔機能維持管理、介護職員処遇改善加算等を含む。

※その他の加算、日常費用は、該当者のみ実費負担あり

特別養護老人ホーム 音羽台レジデンス 料金表 (2割負担)

利用者負担最低額概算

1ヶ月あたりのご利用料金 (月30日で計算)

単位：円

課税世帯	●住民税世帯課税の方	第4段階	利用者負担額 (2割)	食費 月額 (日額)	居住費 月額 (日額)	月額合計
		要介護1	55,784	55,200 (1,840)	85,500 (2,850)	196,484
要介護2	60,720	201,420				
要介護3	66,020	140,700		206,720		
要介護4	71,029	140,700		211,729		
要介護5	75,892	140,700		216,592		

特別養護老人ホーム 音羽台レジデンス 料金表 (3割負担)

利用者負担最低額概算

1ヶ月あたりのご利用料金 (月30日で計算)

単位：円

課税世帯	●住民税世帯課税の方	第4段階	利用者負担額 (3割)	食費 月額 (日額)	居住費 月額 (日額)	月額合計
		要介護1	83,676	55,200 (1,840)	85,500 (2,850)	224,376
要介護2	91,080	231,780				
要介護3	99,030	140,700		239,730		
要介護4	106,543	140,700		247,243		
要介護5	113,838	140,700		254,538		

※上記料金表には以下の加算が含まれています。(個別の加算は、その方の状態に応じ変動します)

個別機能訓練、精神科医師定期的療養指導、看護体制Ⅰ・Ⅱ、LIFE関連加算、栄養マネジメント強化加算

日常生活継続支援、夜勤職員配置、口腔機能維持管理、介護職員処遇改善加算等を含む。

※その他の加算、日常費用は、該当者のみ実費負担あり